

令和4年度 第1回岐阜市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時	令和4年7月20日(水) 午前10時00分～11時35分
場 所	ハートフルスクアエア－G 中研修室
次 第	1. 市民協働推進部長あいさつ 2. 審議会委員紹介 3. 会長・副会長の互選 4. 諮問 5. 委員の選任について (1)岐阜市男女共同参画優良事業者表彰選考部会委員 (2)岐阜市男女共同参画推進審議会苦情処処理部会委員 6. 議題 (1)第3次岐阜市男女共同参画基本計画について ・令和3年度事業実績及び令和4年度事業実施計画 (2)第3次岐阜市男女共同参画基本計画の改定について
参 加 者	【審議会委員】 ≪会場参加≫ 小川眞治委員、大野正博委員、栗本貴美子委員、清水達郎委員、高橋和江委員、中川久枝委員、中島由紀子委員、服部信夫委員 ≪Zoom参加≫ 赤枝大輔委員、立石直子委員、平田亨委員、藤井しのぶ委員、山村千華委員、渡邊悠司委員
資 料	資料1 岐阜市男女共同参画推進審議会委員名簿 資料2 岐阜市男女共同参画優良事業者表彰要綱 資料3－1 岐阜市男女共同参画推進条例に係る苦情等の対応に関する要綱 資料3－2 岐阜市男女共同参画推進審議会苦情処理部会設置要綱 資料4 第3次岐阜市男女共同参画基本計画推進状況 (令和3年度事業実績及び令和4年度事業実施計画) 資料5 第3次岐阜市男女共同参画基本計画令和3年度実績(主な取組)と令和4年度実施計画(主な取組)A3版 資料6 第3次岐阜市男女共同参画基本計画改定について 資料7 第3次岐阜市男女共同参画基本計画「評価指標」の見直しについて 参考資料1 第3次岐阜市男女共同参画基本計画 参考資料2 関係課出席名簿及び事務局名簿

【会議内容】

1. 市民協働推進部長あいさつ

2. 審議会委員紹介

3. 会長・副会長の互選

会長 大野正博委員 副会長 立石直子委員

4. 諮問

5. 委員の選任について

(1) 岐阜市男女共同参画優良事業者表彰選考部会委員

赤枝委員、栗本委員、清水委員（部会長）、服部委員、山村委員

(2) 岐阜市男女共同参画推進審議会苦情処理部会委員

安達委員（部会長）、立石委員、山村委員

6. 議題

(1) 第3次岐阜市男女共同参画基本計画について

事務局 資料4、資料5（事務局説明）

委員 5「女性がいない審議会・委員会等の数」について、令和3年度4年度共に20件ですが、この審議会・委員会というのは、行政の委員会なのか、一般の方も入ったものなのか。

事務局 全て行政の委員となっております。委員会の委員を選任いただく場合や関係各団体の方に推薦をいただいたり、公募で委員の方を応募したりしていますが、女性の委員の推薦がされない。構成されている推薦団体の方には、女性の委員の推薦をお願いしているところです。

会長 今の回答ですが、積極的にというよりは、ご推薦で女性がやむを得ず出てこないということでの結果というふうにお伺いしましたけれども、よろしかったでしょうか。

委員 はい、ありがとうございます。

委員 1点目、今の女性のいない審議会・委員会などの数について、全く達成が難しいということであれば、見直しということも必要でしょうし、お願いをしても何かしらの理由で、きていただけないならば、何らかの工夫、あるいは何らかの手立てをしないと変わっていかない数字ではないでしょうか。

2点目、例えば、性的少数者に関する講座回数の実施回数については、市が頑張れば、やる気を出せば、達成できる数値だというふうに考えます。これがずっと目指するような状況が続いているかなと思いますが、事務局、各課としても年間5回するのは、もういろんな行事その他で考えて無理だというのであれば、見直していかないといけない数字になるのではないかというふうに思います。これを達成するというのは、やる気の問題

だと思います。

3点目、市役所における管理的地位にある職員に占める女性割合について、こちらの指標の管理職は、管理的地位にある職員これをどういう地位の人からカウントしているのかぜひ明記してください。

4点目、男性の育児休業について、どのぐらいの日数で取得しているのか、ご報告いただきたいと同時に、男性の方は何日取得できているのかということも、数値を資料で上げていくといいのではないかと思います。

事務局 まず1点目。「女性のいない審議会・委員会等の数」について、担当課から直接電話をかけて対応をしているけれど、なかなか厳しいということもあります。先ほどの指標の件につきましても、再度検討してまいります。2点目の「講座の実施回数」について、指標については改めて考えさせていただきます。3点目の「管理職」の件について、主幹以上ということで、ここについては補足をさせていただきます。最後の社会指標「育児取得」については、後ほど分かる範囲で調べますので、よろしくお願いいたします。

委員 「女性の公民館館長の数」について、地域を変えるために、公民館のあり方、官庁のあり方、研修のあり方、これを本当に近々に早速やっていただきたい。

委員 自治会連合会の会長ですが、地域、地域のそれぞれの皆さんのお考えもあるでしょうが、私は女性の方にも活躍してもらいたい。例えば自治会連合会の理事とかに役員に女性の方をできるだけ入れて、ご意見をお伺いする。最近も実際に役員会をやったときも、女性の理事さんが重要な問題について、積極的に発言していただき、男ではなかなか言えないことを女性の方がしっかりとっていただいたということも実際あります。女性の方女性の目線で、地域のまち作りをやっていかなければならないということが非常に大きいですが、男しかできないとかそういう人も居るかもしれないが、それが問題だと思います。

会長 希望したとしても、何らかの理由でやれないということがあるならば、そこは工夫をしなければいけないし、先ほど個々のという話が出ましたが、もしかすると一部では「男性でない」というのは、思われている場合もあるかと思います。この辺りは時代に沿った形で変えていかなければいけない問題であり、さらに検討できればと思います。

委員 行政の責任者の方がいらっしゃるので、しっかりとお答えをここでいただきたい。

委員 その前に1ついいですか。会長が仰ってくださったことは、本当に私達も痛切に感じています。地元を変えなければ絶対変わっていかないことも分かっているのですが、男女共同参画という題名すらも、公民館講座にも入ってこない。女性の会でお話をするだけで、どのように反映していくかっていうところまではなかなか厳しい。

会長 研修会等もししっかりと行って、意識を変えていくということも非常に重要なのだと思っております。

事務局 自治会連合会長、公民館長、地域コミュニティのリーダー等、この指標が表しているように、どうしても男性の方が圧倒的に多いという現状がございます。今回、目指すところというのは、女性の方が少しでも働きやすい、地域活動等に参加しやすいような、少しでもそういう雰囲気、環境をとというのが我々のテーマであると考えています。現状は

まだそこまで至っていないと謙虚に受け止めながら、少しでも進むように取り組んでいきたいというふうに考えております。

会長 行政を動かすためには委員をはじめ、市民が声を上げていくということが重要とっておりますので、引き続きご意見をいただければと思っております。

委員 取り組みということですが、実際に公民館長を推薦する立場に女性が入り込んでいないということになりますので、推薦者とかそういう条件をよく見直していただき、防災の面でも女性防災士の席とか具体的に場所を作ってくれば、女性しっかりやりますので。まず場所を作してほしい。

会長 ご意見として伺っておきます。

委員 「市役所における管理的地位にある職員に占める女性割合」の指標20%の根拠を教えてください。続いて、管理的地位といっても様々あると思いますが、政策決定に要は、大きく関わる発言力の高い役職における女性の割合が、岐阜市の中でどのような分布になっているのか教えてください。また、指標の20%といったところを見直す場合、どういう感じで20%を見直していくのか、考えがあればお伺いしたい。意見として、私自身がまち作り協議会の事務局というものをお預かりさせていただくとともに、私自身も自治会長というものを承らせていただいている。家族法がある関係上、世帯主が自治会に加入している関係上、どうしても男性が非常に強くなってしまう。根本的な制度がある中で、男性偏重の中で意見がまとまってしまう。女性の意見をいかにまち作りに反映させるかについては、非常に苦心してやっていかなければいけないと思っています。1点、近年、制度として「会計年度任用職員」として、単年度で対応される職員がお見えになるかと思いますが、その母数に対して女性がどれぐらいの比率を占めているのか分かるようであれば、教えてくださいと思います。

会長 まち協の視点からのご意見、非常に有益だったかと思います。ご質問に関しまして、事務局の方で回答できる部分があれば、ご回答いただければと思います。

事務局 只今の委員から何点か質問があった中で「管理的地位に占める女性割合」の指標20%の根拠については随分前の指標ですが、この場でこの根拠まで20%にしたのかっていうのは手元にございません。確認して事務局を通じて、お知らせいたします。次に、役職ごとの割合につきましては、管理的地位に占める職員、岐阜市におきましては上から部長級、次長級、課長級、主幹級となっており、主幹級以上に管理職手当が支給されていることから、主幹級以上を管理的地位にある職員と定義をさせていただいております。部長級が4.9%、次長級が10.8%、課長級が18.8%、主幹級が27.2%、合計いたしますと、19.4%、となっております。課長級以上では今年度は15.0%となっております。続いて20%をどういうふうに見直していくかについては、国が策定しております第5次男女共同参画基本計画、その中で指導的地位に占める女性の割合が、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指すとされておりますので、岐阜市におきましてもこの20%というのを通過点として、そこを目指していくことになろうかと考えておりますが、今後の経過を見て考えていきます。会計年度任用職員における人数男女の割合につきましては、今資料を探しておりますので、改めてご案内を紹介させていただきます。

- 会長 分かり次第教えていただければと思います。
- 委員 今のところでちょっと加えさせてください。自治会長、公民館長、PTAの会長とか、地域社会の中での男女共同は、男女同数になっていかない。トップを男性が占める割合が多いという話がありました。色々話がありましたが、あんまり難しく考えずに、公民館長は男性が今季務めれば、次は女性が務めると決めてしまえばいいのではないのでしょうか。国でも同じような意見が相次いでおります。元々の半数とか、男女が両方務めるべきだということに、皆さんの同意が取れてないことに関しては話し合うべきだと思いますが、同意が取れていて、できれば女性もたくさん務めていくべきだという意見が多いのであれば、そういう状態にしていけばいいだけかなと思います。少し極論ではありますが、意識を変えるということも制度を変えていくことも使い分けというか、場面で考えていかれるといいかなと思いました。
- 会長 フレームを変えるということ自体もちょっと検討が必要ですが、有益な意見として、これも踏まえてご検討いただければと思います。

(2) 第3次岐阜市男女共同参画基本計画の改定について

- 事務局 資料6、資料7（事務局説明）
- 委員 実はここへ向けての意見を考えたのです。岐阜市女性センターについての認知度40%の目標について、毎年ではないですが、非常に大切だと思っております。男女共同参画白書、女性版骨太の方針でも、地域の男女共同参画センター、岐阜市で言うと女性センターの機能の重要性というものが書かれているので、ぜひここをお願いしたい。ライフイベントのときに行政が関わるがありましたら、ぜひそのときに女性センターの広報を置いていただけたらと思います。
- 事務局 前のご質問の、会計年度任用職員の女性の割合ですが、岐阜市では正職員と同じ勤務時間がフルタイム、あとパートタイム、の2通りございますけれども、フルタイムにつきましては、本年度4月1日現在で74.5%、パートタイマーは同じく4月1日現在で70.2%となっています。
- 会長 本来であればもう少し検討したかったのですが、各委員の先生方、事務局の方にお伝えいただき、次回第2回のときに詳細に議論をさせていただければと思います。

閉会のあいさつ

【閉会】